

平成 22 年第 4 回 城里町議会定例会会議録

平成 22 年 12 月 7 日 開会
平成 22 年 12 月 10 日 閉会

城 里 町 議 会

平成 22 年第 4 回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会 議 録 第 1 号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長あいさつ	7
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 議事日程の報告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	8
・ 会期の決定	9
・ 町長あいさつ	9
・ 承認第14号～議案第70号 一括上程、提案理由説明	10
・ 議案書差し替え	12
・ 議案第71号 上程、提案理由説明	13
・ 日程変更	13
・ 採決	13
・ 請願第1号及び陳情第4号 委員会付託	14
・ 一般質問	14
7 番 阿久津則男君	15
・ 散会の宣告	30

○ 散会	30
------------	----

会 議 録 第 2 号

○ 日時	33
○ 出席並びに欠席議員	33
○ 説明のため出席した者の職氏名	33
○ 職務のため出席した者の職氏名	34
○ 議事日程	34
○ 本日の会議に付した事件	35
○ 開議	35
・ 議員の出欠	35
・ 開議の宣告	36
・ 議事日程の報告	36
・ 承認第14号 質疑	36
・ 議案第60号 質疑	36
・ 議案第61号 質疑	36
・ 議案第62号 質疑	37
・ 議案第63号 質疑	37
・ 議案第64号 質疑	37
・ 議案第65号 質疑	37
・ 議案第66号 質疑	37
・ 議案第67号 質疑	37
・ 議案第68号 質疑	38
・ 議案第69号 質疑	38
・ 議案第70号 質疑	38
・ 討論	38
・ 採決	40
・ 請願第1号 委員長報告、採決	42
・ 陳情第4号 委員長報告、採決	43
・ 日程追加	44
・ 発議第4号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	44
・ 閉会中の所掌事務調査について	45
・ 報告第15号 委員長報告	46
・ 報告第16号 委員長報告	47

・ 報告第17号～報告第21号	47
・ 町長あいさつ	48
・ 議長あいさつ	48
・ 閉会の宣告	49
○ 閉会	49

平成２２年城里町告示第１１７号

平成２２年第４回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２２年１１月２９日

城里町長 阿久津 藤 男

１．日 時 平成２２年１２月７日（火）午前１０時

２．場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成 2 2 年第 4 回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	12月 7 日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎請願、陳情委員会付託 ◎一般質問 ◎散会
2	12月 8 日	水	休 会	議案調査
3	12月 9 日	木	休 会	議案整理
4	12月10日	金	本会議	◎開議 ◎議案質疑、討論、採決 ◎請願、陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 坪 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成22年第4回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成22年12月7日 午前10時00分開会

1. 出席議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	16 番	小 坪 孝 君
8 番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

15 番 根 本 正 典 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成22年12月7日（火曜日）

午前10時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第60号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第61号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第62号 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第63号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第64号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について |
| 日程第9 | 議案第65号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第10 | 議案第66号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第67号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第68号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第69号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第14 | 議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 議案第71号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第16 | 請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書 |
| 日程第17 | 陳情第4号 T P P の参加に反対する陳情 |

日程第18 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

承認第14号
議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第63号
議案第64号
議案第65号
議案第66号
議案第67号
議案第68号
議案第69号
議案第70号
議案第71号
請願第1号
陳情第4号
一般質問

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成22年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあい

さつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議であります。
よろしくご審議をお願いするものでございます。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は15名です。欠席議員、15番根本正典君。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

9月、10月、11月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

7番 阿久津 則 男 君

8番 桐 原 健 一 君

9 番 小 林 祥 宏 君
の以上 3 君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

10 番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） ご報告申し上げます。

去る11月30日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について、ご報告をいたします。

今期定例会に提案されます承認 1 件、議案12件、請願 1 件、陳情 1 件、報告 7 件、合わせて22件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から12月10日までの 4 日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月10日までの 4 日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から12月10日までの 4 日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人 2 名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。

去る11月25日の臨時議会に引き続き、年末何かと忙しい中、平成22年第4回議会定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、町条例の改正案4件、水戸地方広域市町村圏協議会の廃止、平成22年度城里町6会計の補正予算や人権擁護委員の推薦などについて、それぞれご提案申し上げますので、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、引き続き一般質問も予定されておりますので、あわせてご審議くださるようよろしくお願い申し上げ、開会に当たりましての私のあいさつといたします。

本日は大変ご苦労さまです。よろしくお願い申し上げます。

承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

議案第60号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第62号 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議案第64号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について

議案第65号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第5号）について

議案第66号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第68号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 日程第3、承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてから日程第14、議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についての12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成22年第4回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要に

ついでご説明申し上げます。

承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,498万1,000円としたものです。

歳入では、県支出金を追加したものです。

歳出では、総務費を追加したものです。

次に、議案第60号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。納税協力員の廃止、七会診療所建設検討委員会の設置及び学校薬剤師の報酬額の改定に伴い、町条例を改正するものです。

次に、議案第61号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。城里町国民健康保険事業勘定の財政運営の健全化を図ることを目的として、平成23年度から国民健康保険税率を引き上げることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第62号 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。七会幼稚園について、入園者数の減に伴い合併時当初から休園しており、将来的に幼児人口の増加が見込まれないため、廃止をするものです。

次に、議案第63号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてであります。小学校再編に伴い学校給食センターの統廃合を検討してまいりましたが、常北学校給食センターにおいて七会学校給食センターの調理数が賄え、また、学校給食安全衛生管理基準も満たすことが可能なため統合をするものです。

次に、議案第64号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止についてであります。広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成22年3月31日付で廃止されたことに伴い、要綱の規定に基づき設置していた当該協議会について、平成23年3月31日をもって廃止するものです。

次に、議案第65号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,882万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,381万円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金及び繰入金を追加し、町債を減額したものです。

歳出では、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を追加し、議会費及び総務費を減額したものです。

次に、議案第66号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,545万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、前期高齢者交付金及び県支出金を追加し、繰入金を減額するも

のです。

歳出では、総務費、後期高齢者支援金等、保健事業費及び諸支出金を追加し、保険給付費、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金及び介護納付金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ120万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,818万3,000円とするものです。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を減額するものです。

次に、議案第67号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,335万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,251万1,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費及び地域支援事業費を減額するものです。

次に、議案第68号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,648万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,478万3,000円とするものです。

歳入では、諸収入及び町債を追加し、国庫支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、公債費を追加し、下水道事業費を減額するものです。

次に、議案第69号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,626万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,393万4,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び町債を追加するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加し、公債費を減額するものです。

次に、議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、収益的収入及び支出において、収入支出予算の既決予定額にそれぞれ1,785万9,000円を追加し、収入支出予定額をそれぞれ8億5,759万5,000円とするものです。

収益的収入では、受託工事収益を追加し、給水収益を減額するものです。

収益的支出では、受託工事費を追加し、総係費を減額するものです。

以上、12議案の概要について一括ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案書差しかえ

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、議案第71号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第71号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第15、議案第71号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第71号 人権擁護委員の推薦について、任期満了に伴い委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

城里町大字石塚2048番地の3、飯田紀代子さん、城里町大字上入野2884番地の1、杉山宗市さん、城里町大字上青山153番地、久保田殿司さんを推薦するものです。

3人とも、人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに、人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものでございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） ここで、お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第71号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号を先議することに決定いたしました。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより議案第71号 人権擁護委員の推薦についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書

陳情第4号 T P Pの参加に反対する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第16、請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書及び日程第17、陳情第4号 T P Pの参加に反対する陳情の取り扱いについて、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号及び陳情第4号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第1号及び陳情第4号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書及び陳情第4号 T P Pの参加に反対する陳情については、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号及び陳情第4号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び陳情第4号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

それでは、通告第1号 7番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。
7番阿久津則男君。

〔7番阿久津則男君登壇〕

○7番（阿久津則男君） 7番阿久津則男でございます。

それでは、一問一答方式にて、一般質問を行います。

まず初めに、映画「桜田門外ノ変」についてですが、この映画に関しましては、出だしから、現代でいうテロ行為を美化していいのかというような物議を醸したことで問題になり、いろいろと注目されましたが、10月に公開され、大変好評と聞いております。

城里町も映画化支援の会の実行委員となり、協力したわけでございますが、どのようなことを支援したのか。また、映画公開での感想をお伺いいたします。

次に、この映画で、赤津副町長は、「18烈士のうち2人が城里町出身であり、また、町出身の俳優も出演して縁が深いので、一過性のものにしないよう知恵を絞りたい」と述べていますが、妙案はあるのかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 桜田門外ノ変についてのご質問でございますが、この映画は、今から150年前、時の江戸幕府の大老井伊直弼を、水戸浪士を中心とした18名が襲撃した事件を映画化したものでございます。全国初の地域型発案の映画でございます。

映画に登場する18烈士のうち、増子金八と鯉淵要人さんは、城里町出身でございまして、本町出身の俳優平塚真介さんも、18烈士の中の一人黒沢忠三郎役として出演したわけでございます。

本町にとりましても、大変縁のある映画であることから、関係者の機運を盛り上げるとともに、本年2月4日に映画「桜田門外ノ変」城里町支援の会を設立し、主に映画制作協力券の販売、前売り鑑賞券の販売、さらには、映画やオープンロケ等のPR活動を中心に活動してまいりました。

また、本年1月21日に、桂運動公園周辺的那珂川河川敷で映画の撮影が行われました。この時点で支援の会は設立前でございましたが、前日には、町のメンバーを中心に、撮影地周辺の清掃、当日は町の特産品でもあります赤ネギ（レッドポアロー）や地元産の野菜をふんだんに使った豚汁の炊き出し等を行い、撮影に協力してきたところでございます。

映画「桜田門外ノ変」は、10月16日から全国296の映画館で公開され、1カ月で約60万人を超える鑑賞者があり、大変好評であると伺っております。私もこの映画をもう3回鑑賞いたしましたが、本県、本町の祖先たちが郷土愛のために幕末の大事件を起こし、その大きなうねりによって明治維新とともに国全体が変わり、現在があるということを改めて痛感した次第でございます。同時に、後世にも正しい知識を伝えていく必要があると感じ

ております。

また、こういう映画ができた中で、一過性のものにしないようにということですが、今ご質問等がありました。そういう中で、何か妙案はあるのかとのご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、城里町には桜田門外ノ変に関係のある増子金八さん、鯉淵要人さん、ほかにも加藤木賞三さんなど、同じ時代に生きた幕末の歴史に名を残す人物がたくさんおるわけでございます。そして、今回の映画出演者に町内出身者がいたことなどから、映画終了後もこのエネルギーを持続し、町の活性化に結びつけられればと思っています。

そのためには、支援の会を中心に議論をいただき、映画の登場人物のゆかりの地を広く町内外に紹介するなど、今後の方向性を見出してまいりたいと考えております。

また、本町には風光明媚な場所のうち史跡等も数多く存在しておりますので、県のフィルムコミッション推進室と連携し、撮影ロケ地の紹介、あっせんを進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） 全国296カ所で60万人を超える視聴者があったということで、大変よかったなと思っているところでございます。

今の町長の答弁の中で、映画の制作協力券、あるいは前売り券、そういうのを販売したということですが、その販売状況など細かくわかればお願いしたいと思います。

また、PR活動の内容も詳細にわかればお願いしたいと思います。

また、今、前売り券を売った場合には、その手数料などもあるのかどうか、その辺も伺いしたいと思います。

あと、一過性のものにしないように知恵を絞りたいと申し上げた赤津副町長にも答弁いただければなと思うんですが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 細かい点につきましては、各担当課長のほうから説明申し上げます。

また、赤津副町長のほうからも答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

○産業振興課長（高松輝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援の会といたしましては、映画の制作協力券2,000円のを741セット、それから、前売り券の鑑賞券1,300円の147セットということで、トータルで888セットを販売いたしました。売上金額といたしましては、167万3,100円を城里町支援の会として売り上げをしたわけでございます。

販売先につきましては、産業振興課、それからコミセン、エコショップ響、あるいは販売の広報、回覧、広報しろさと、ポスター掲示等を行ったわけでございます。

それで、映画の制作協力券の741セット販売したわけですが、2,000円の手数料といたしましては、1割なので200円手数料が入ってございます。それから、前売り鑑賞券につきましては、1セット1,300円、これにつきましては、100円の事務手数料ということで入ってございます。トータルいたしまして、事務費で16万7,310円が支援の会のほうの事務費として扱ってございます。

それから、町のPRの内容でございすけれども、広報しろさと掲載、これにつきましては4回ほど、3月、4月、7月、10月と広報に掲載をいたしました。

それから、ポスターの掲示、あるいは桂郷土資料館におきまして、10月16日から11月14日まで「桜田門外ノ変の郷土の志士たちの展」ということで、開催をしてございます。

そのほかには、城里町町民まつりにおきましてのパネル、あるいはポスター、チラシの設置ということで、PR活動をしてまいりました。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 副町長赤津康明君。

○副町長（赤津康明君） 7番阿久津則男議員のご質問にお答えいたします。

まずは、記事をお読みいただき、それを質問に反映していただきまして、ありがとうございます。その当事者という観点からも、私から若干答弁させていただきますけれども、今後一過性のものにしないというその大きな今後の展開の方向性につきましては、先ほど町長から答弁のあったとおりでございますけれども、私なりに若干補足といえますか、答弁させていただきますと、いろいろ検討に当たりましては、支援の会を中心にご議論いただく中で、他地域などの事例なども参考になるのかなというふうに思っております。

例えば、これはちょっとすぐには当てはまらないかもしれませんが、以前映画がありました板谷波山を題材にした「HAZAN」という映画で、そのロケ地のセットが、今の笠間市（旧友部町）の北山公園に、そのロケセットの一部が移築されております。そういった形で、映画の記憶が見た方に、あるいは見なかった方も含めて呼び戻していただくような仕組みになっているかと思えますけれども、それから、桜田門外ノ変のロケセットにつきましても、新聞報道によりますと、水戸市長さんのほうから、今後も延長していきたいというような考え方が打ち出されているということで、そういった大きな流れというものは、皆さん関係者の方は一致しているのかなと思います。

当町にこういったものが当てはまるかということでありますけれども、身近な例で申し上げますと、隣の那珂市（旧瓜連町）に「うりづらロマンロード」というものがありまして、名所旧跡などを結んで散策コースにしている。その中に桜田門外ゆかりの斉藤監物の墓も組み入れられて、そのロードが形成されているという事例がございす。これなどは一つの参考事例になるかと思えますけれども、いずれにしても、いろいろな要素、情報をもとに、支援の会を中心にご議論いただいて、今後の方向性を見出していただければいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） 私もこの映画は見てまいりました。映画監督によって、つくり方というか、見方といいますか、構成が随分変わるんだなという感じを持ちました。また、さらに坂本竜馬はもちろんでございますが、この桜田門外ノ変も幕藩体制が終わるきっかけになったのかなと、自分なりに感じたわけでございます。

また、赤津副町長が言うように、一過性のものにしないようこれからも広く町内外に紹介するようにしていただきたいと思っております。

以上で、1つ目の質問を終わりにします。

次に、小学校統合によるスクールバスについてでございますが、9月議会で、加藤議員が質問しておりますが、詳細について再度質問いたしたいと思えます。

1番目、バスの運営方法は町が運営するのか、それとも委託運営なのかということでお伺いしたいと思います。

2つ目、存続校はスクールバスを使用できないということですが、片道3キロ以上の生徒は、ふれあいタクシーを利用することができないかをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 小学校の再編に伴うスクールバスについてのご質問でございますが、スクールバスは委託の方式を考えており、本定例会において、それらに伴う補正予算を提出いたしているところでございます。

詳細については、後ほど担当であります教育委員会のほうから説明申し上げます。

また、ふれあいタクシーの利用についてでございますが、このスクールバスにつきましては、閉校になる学校において、遠距離通学になる児童のためのスクールバスと考えておるところでございます。したがって、存続校の児童につきましては、今までどおり徒歩通学を基本と考えております。

今後スクールバス全体の見直しを行う際には、一つのご意見として参考とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、所管しております教育長のほうから答弁させます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 7番阿久津議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

簡潔な形で町長のほうからありましたけれども、多少私のほうから、中身についてお話し申し上げたいと思えます。

小学校の再編実施準備委員会というところで、通学部会をつくりまして、これは今までもお話し申し上げましたけれども、保護者の方々にご参加いただいて、3地区ごとのスク

ールバスの経路やバスの停留所等を検討してまいりました。

そして、スクールバスの運営につきましては、庁内に検討委員会というものを設けました。そこで、他の市町村の事例、さらには経済的にはどうか、効率的であるか、あるいは安全性は大丈夫か、あるいは継続ができるのかというふうなことを考慮し、委託か町営を検討し、委託にしようということになりました。

具体的にどういうことをやったのかということですが、町が直営する、そして委託というふうな細かい実数までは挙げてはおりません。ただ、町のバスを購入して貸与するというふうな形で、今、七会が一部通学バスがありますので、それを例に、業者のほうに見積もらせましたところ、町で町バスを貸与して幾らかかりますかということで、約1,050万円という数字が出されました。それでは、すべて委託した場合はどのくらいかかりますかということで見積もらせましたが、1,300万円という数字が出ました。その差が250万円程度であったということがあります。

さらに、直営にしますと、特に初期の投資、バスを購入しなければならないというふうなことで、これは大きさ、定員にもよるんですが、バスの価格は大体1台500万円から1,500万円ぐらいします。8台必要と考えておりますので、約1億円を超えてしまう。それ以外に、毎年バスの維持管理費、燃料費、そして保険料、さらには駐車場の確保、そして、運転手等の人件費というふうな膨大な経費が想定されます。さらに、バスを購入してしまうと、児童数が減ってもそのバスを利用しなければならないというデメリットが出てきます。これらのことを総合的に判断し、委託運営としました。

今の議会に債務負担行為で補正予算をお願いしているところです。内容につきましては、契約期間が平成22年から平成24年の3年間としております。実質は2年間ですが、今年度契約をしないと、実際に児童を乗せてスクールバスを試運転する、あるいは訓練をするというふうなことができないために、今年度に契約をお願いしております。

続きまして、ふれあいタクシー利用云々のことでございますけれども、これも町長からお話がありましたように、現在、スクールバスにつきましては、再編によって閉校となる児童のための遠距離通学の利便性を図るために実施するものです。存続校、あるいは他の学校につきましては、従来どおりの徒歩通学、あるいは通学方法の維持ということで、統合についてお願いをいたしてまいりました。ぜひこのことをご理解いただければと思います。

ただ、今お話にございましたように、ふれあいタクシーの現行の運行時間が午前8時から午後4時というふうになっておりますので、このままでの利用というのは無理かと思いますが、町長のほうからもお話がありましたように、今後スクールバスが実施され、統合が実現したときには、いろいろな不合理が出てくると思いますので、それについては改めて検討をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 7 番阿久津則男君。

○7 番（阿久津則男君） 町運営と委託運営は比較しなかったということですが、バスを購入すると1億円以上かかる。そのほか人件費、もろもろかかるんだというご説明であります、もちろんそれはわかるんです。ただ委託料が、見ますと、この定例会に出ておりますが、年間約5,000万円近くかかるんです。

小学校が統合になる場合には、国のほうからの補助が出ると思うんです、スクールバスなどを買うときには。あるいは、七会地区においては、過疎債なども利用でき、3割で購入できるというような条件もあると思うんですが、それらをかながみても、委託したほうが安いのかということ、もう一度メリットがあるのかと。メリットがあるんだというように町長の答弁でございましたが、その辺まで、年間5,000万円で、10年だと5億円かかる計算ですよ。そういうこともかながみても、メリットがあるのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

また、ふれあいタクシーについてでございますが、今後スクールバス全体の見直しのときに、もう一度考えるというような答弁でありました。もちろんそうしていただきたいと思うんですが、私は、この子どもたちが3キロと書きましたけれども、3キロというのは私は根拠は持っておりません。ただ、低学年の子どもが3キロ歩くのは大変なのかなと思ひまして、3キロと載せましたけれども、この3キロというのは別にいたしまして、実際に4キロ、5キロ、6キロと離れたところに民家があるのは間違いございません。

これは塩子の奥のほうもそうですし、あるいは沢山小関係でも恐らく御前山地区、学校から4キロ、5キロ離れたところにも民家はあると思うんです。あるいは、宝幢院の坂を下ったほうは、ちょっと私、距離はわかりませんが、例えば4キロ以上離れたところがあった場合に、そういうところというのは、今子どもがいないにしても、民家があるということは、いずれ若い人たちがそこに住む可能性もある。あるいは家庭事情があつて、この市町村に住んでいない家庭が、子どもとお母さんだけが実家に戻ってくるようなことも考えられる。その時に、その子ども、例えば一人二人が歩けないんで、教育委員会のほうにスクールバスとか、バスを出してほしいと言っても、急に言われてもそういう特例は認めないというのが大体役所ですから、ですから、私は今度統合するときに、そういった弱い者の味方になるようなものも一応は入れておいてほしいというのが、私の願いなんです。

なぜふれあいタクシーかと、私に言わせますと、ふれあいタクシーの利用者が最近伸び悩んでいると。平成20年度にふれあいタクシーは、1日73人までふえました。あのときは原油高で燃料費も大変だったと思うんですが、企業努力だったんでしょう、本当によくやっていたと思います。それで、平成21年が67名、このときは原油が安くなっている。燃料費が安くなっている。平成22年に至っては、1日63人くらいまで減ってしまったんです。当然燃料代は落ち着いていますし、1,600万円、もちろんこれは業者全部がもらうわ

けではないでしょうけれども、社協を通してのことですから。そういったものを見ても、当初始まった理由が、1日80人を目標にデマンド交通というか、ふれあいタクシーで始まったわけです。ですから、80人を目標にしていたわけですから、今年、今のところ63名ですから、2割くらい減っているわけです。そういうところへそういった小学校の子どもたち、奥のほうに住んでいる子どもたちが利用すればいいのかなと。ですから、その許容範囲の中でできるのかなと思うんです。1,600万円の中で。いきなりそういう状態になるのはそんなに10人も20人もいるわけではないですから、そういったのは本当に1家族、2家族なんです。ですから、そういうことを想定してやっていただきたい。

先ほど教育長のほうから、もちろん社協は別ですけれども、時間的に8時から4時ということですが、4時というのは小学校の授業からいわせれば、帰りは十分間に合う。もちろん問題は朝の8時ですが、8時というのは、一般の方は8時で私はいいと思うんです。小学校だけ7時半というふうにすれば、問題は解決するのかなと思うんです。

実際7時半に沢山小に行って、あるいは七会は七会で塩子に行っている。そうすると、7時半から8時までに塩子には行っているわけですから、8時に乗ろうとする一般の人は十分間に合う。逆にそのほうが理想なのかなと、私は思うんです。実際もう7時半に行ってしまうわけですから、それで、小学校まで乗せていって、8時までには乗せ終わりますから、一般の人が8時から使うには差し支えないと思うんです。だから、学校のみ30分早くすればクリアできるのかなと、そう思うわけでございます。

ですから、この点につきましては、社協もありますし、あるいは業者もありますので、再答弁は結構ですが、やはり弱い者の味方になってほしいということですから、私はそれを願っていますので、できれば統合するときに、そういったものも織り込んでほしいというのが私の願いでございます。

それでは、先ほど言いました1番目の国の補助をもらったほうがメリットがあるのかどうかだけお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） お答え申し上げます。

現在、国がスクールバス等を出すときの基準の一つが、片道4キロ以上という制限があります。今我々がやっているのは、2キロ以上の方に関して、これは前にもご答弁しましたけれども、本町は大変起伏の多いところなので、4キロまで広げてしまうと、大変でしょうということで、2キロという大方の目安をつくりました。ところが、国と県の基準は4キロなんです。ですから、4キロを超えた場合でないと補助が出ないということなんです。

ですから、購入費は、その4キロを超えた生徒といいますと、いらっしゃるんですが、ほんの数人しかいないんです。そのためにバスを1台購入するという経費は、残念ながら生まれてこない。ですから、全部町の負担で購入をしなければならないというところに、

私どもが購入をして景気的な増減というふうなものを見たときに、直営ではなくて委託のほうに踏み切った大きな理由の一つです。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） それでは、委託した場合なんですが、委託した場合でも、メリットの話ばかりですが、デメリットはないのかということをお伺いしたいんですが。それで、デメリットも当然あると思うんですが、もしデメリットがあった場合には、その対策も考えているのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど七会地区のバスについて、答弁がなかったですね。ありましたか。だめだということですね。七会だけが別にできるわけではないんですね。はい、わかりました。

では、七会地区は、過疎債というのは、今年からソフト面まで使えるというようなことだったと思うんです。新聞にそういうふうに乗っていたんですが、ソフト面ということは、委託する場合にも利用できないのかどうか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 今のご質問でありますけれども、過疎債のソフト面で活用できないかということですが、はっきりした答弁はここではできませんけれども、協議しながら検討していくようなことだと思いますけれども、基本的には難しいのかなと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 先ほど七会の例でお話し申し上げたんですが、七会に町バスを貸与しようとして、その業者の方に、それを使ってどのくらいかかりますかというふうな試算をしてもらったところ、1,050万円ということだったんです。では、バスも差し上げません、全くそちらでバスも用意してどのくらいかかりますかというふうにお聞きしたら、1,300万円だということだったんです。

ということは、町でバスを買って与えても250万円しかプラスがないということであつたので、これは委託するほうが全体的にはプラス要素があるのかなという判断をさせていただいたのはそういうことになります。

○7番（阿久津則男君） 委託でデメリットは考えられないか。メリットばかりが多いので、デメリットがあればデメリットを言っていただいて、その対策があれば。

○教育長（石原道明君） 一番大きなデメリットは、町で購入をしてしまうというふうなことによって、児童数が減ることによって、そのバスの機能がむだになってしまうというふうなことが、なかなか解決するのに難しい。いわゆる大型、中型、小型というふうなバスの種類があるんですが、うちの町内では、道路が非常に狭いこともあって、中型から小型が結構多くなる部分があるんです。その辺のところのこの地域のバスが、例えば、

今3ルートでスタートさせていますが、2ルートになってしまったときに、1台のバスが無駄になってしまわないかということが一番恐れていました。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） スクールバスもいざ始まればいろいろな問題が起きてくると思いますので、それに対応していただきたいと願って、次の質問にまいります。

次に、桂図書館についてであります。1つ目、利用者が減っているようでございますが、年度別の利用状況を公表願いたいと思います。

また、その対策は考えているのかどうかをお伺いいたします。

2つ目、桂図書館にボランティアが参加しているようですが、その参加状況をお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 桂図書館について、利用状況ということで、今減っているのではないかなというようなご質問等でございますが、近年の急速な情報技術の発達等によりまして、インターネットなどで手軽に情報が収集できるようになり、電子書籍なども普及してきたのも一つの原因であろうかと思っております。

また、近隣市町村の図書館においても、桂図書館同様に利用者数が減少しており、活字離れが進んでいるものと推察されるところでございます。

利用状況の減少に伴う対策といたしましては、貸出本の傾向や利用者の情報等を分析して、新刊図書等を購入するときにどういうものを住民の方が望んでいるのか、そういうのも研究しながら、ホームページや広報紙等により積極的にPRをしていかなければならないと思っているところでございます。

また、図書館のボランティアの参加状況でございますが、図書館の読み聞かせや図書整理等にボランティア団体であるあすなろ会のご協力をいただいております。特に幼児を対象に、月2回開催している読み聞かせは、保護者の方に大変ご好評でございますので、今後とも協力をいただいきたいと思っております。

また、これまでの図書館に入館した人数等とか、そういう利用した数につきましては、担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 7番阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、桂図書館の利用状況というふうなことで、過去3年間という形でデータをお持ちしましたので、お話し申し上げたいと思います。

入館数、平成19年度9万6,029名、同じく20年度8万7,543名、同じく21年度7万5,749名、年々減少傾向です。入館者というのは入った人全部です。

それから、本を借りた人数、平成19年度 4 万 2, 451 名、平成20年度 3 万 8, 385 名、平成21年度 3 万 4, 577 名、これも年々減少をしています。このうち町内で約60%というふうに記録されています。

最後に貸し出しの冊数です。平成19年度25万8, 859冊、平成20年度23万6, 596冊、平成21年度21万6, 710冊、1人当たりの数は6.2冊。これは人数が減っていますので、数字的には余り大きく動いていません。ちなみに、桂の蔵書数は約10万冊というふうに聞いております。

この傾向は、桂図書館だけではなくて、一つの例として、県立図書館の数字を2つだけお話し申し上げたいと思います。

県立図書館の入館者数は、平成20年に63万7, 000人、平成21年度が59万人ちょうどです。利用者、いわゆる本を借りるほうの利用者ですが、平成20年度19万1, 727名、平成21年度17万8, 441名と、ともに減っているということです。

どういうことによるのかというのは、先ほど町長からありましたけれども、いろいろな諸事情が考えられるというふうに思っています。ちなみに、本町で、ゲームをどのくらいの小・中学生がしているのかというふうな調査を、特に常北中で徹底的にやっていただいたんですが、1日2時間以上というのが50%おりました。そして、多く4時間という生徒も20%ぐらいいたんです。これは大きく読書離れにつながっているのかなということを感じております。

それから、ボランティアのほうについてでございますけれども、あすなろ会という任意のボランティア団体がございます。これは人数は少なく、4名という方で、実はこの桂図書館や常北のコミセンの図書館でも同じくボランティアをなさっているということで、桂のほうではこの4名の方が年間6日、図書整理に協力をしてきております。それから、蔵書の点検にやはり年2回奉仕をいただいています、毎月第2、第4の土曜日に読み聞かせの実施をしていると。1回当たりの参加児童等は十五、六名というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） 利用者が数字的にもかなり減っているように思います。原因と思われるのは、町長、あるいは教育長のほうからもいろいろありました。インターネットの普及も当然あるんだと思います。あるいは子どもたちのゲーム、そういったものもあるんだと思います。これは城里のみならず、県立図書館でもかなり減っているということで、全国的に活字離れになっているんだとは思いますが。その対策としては、その利用者を分析して、今の若者に合ったものを購入するというようなことなんだと思います。あるいは、ホームページなどで、あるいは広報紙でPRするというようなことでありますので、それは努力していただきたいと思います。

それで、私個人的には、先ほどもスクールバスのお話をしましたが、私は、来年からスクールバスが入るわけですから、各小学校単位で年に一度くらいは桂図書館なり利用していただきたいと思うわけでございます。まずは子どもたちには一度行ってほしいと。これは何も桂図書館のみならず、ホロルの湯なんかもそうですね。やはりだれもが近くにあると行かないと。一度行けば、こういうものであるというのがわかっていただけたと思うので、スクールバスを利用して、桂図書館などは年に一度ぐらいは各学校で行ってほしいなど。そうすれば、利用者もふえるのかなと思うわけでございます。その辺、スクールバスを利用して図書館を利用できるかできないか、お伺いをしたいと思います。

また、桂図書館のみではないかもしれませんが、図書館内でのマナーの悪さ、以前から聞いてはおりますけれども、そのマナーの悪さは以前と比べてどのようになっているか。その辺をお伺いしたいと思います。そしてまた、そのマナーの悪さに対しての対策、どのようなことをやっているのかをお伺いしたい。

それと、私もこの間、桂図書館というか、資料館のほうへ入ってみました。そうすると、桜田門外ノ変のものをやっております、結構な人が出入りしております。ですから、郷土資料館のほうにあれだけ人が今年度はここ一、二カ月入っていると思うんです。ですから、今年はふえそうなのかなというか、少しは戻っているのかなという感じは持つんですが、ああいう状況を見ますと、資料館のほうに興味のある資料といえますか、そういったものを掲示すれば、本に限らず人は入るのかなと。ですから、その辺に興味のある展示物を並べることが今後できるかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 阿久津議員のご質問にお答え申し上げます。

1点として、マナーのことについてですが、私どもが聞いておりますのは、以前は図書館に来るのに単に遊びに来るような形で、マナーも余りよくなかったというふうなことがお聞きしております。ただ、出入り口に注意書きを書きまして対応するというふうなことは、会員の方々がおやりになっています。

例を挙げますと、携帯電話をマナーモードにしないで電話をかけている、あるいは着信をする、発信をするというふうなこと、あるいはガムをかんでいて、そのガムをその場に捨ててしまうというふうなこと、そういうものについては、すぐにわかったときには、係員が注意をするというふうなことで、大分向上はしてきているというふうに聞いていますが、まだ多少心得違いの者がいるようですので、十分に注意をしていきたいというふうに思います。

それから、スクールバス等で図書館へというふうなご質問がありましたけれども、教育委員会のほうでは各学校に、ご承知かもしれないんですが、1年間に50冊の本を読みましよう。きっかけは朝の時間に読書をさせようというところからスタートしたんですが、

本町でも各小学校、中学校すべて朝の読書をやっています。多いところは毎日やっていますし、少ないところでも週二、三回やっているというふうなことで、50冊の本を読み切ろうというふうな児童の数はふえてきていますので、実際には読書量が今の子どもさんに関していえばそんなには減っていないというふうには思います。

ただ、やはり図書館に来ていろいろな体験をさせるというふうなことは必要なことだと思っていますし、逆に今出前といいまして、図書館の蔵書を50冊とか、あるいは100冊とかというふうな単位に、小学校に貸し出しをして読んでもらうというふうなこともやっています。ですから、うまくいらしてもらいもの、こちらから出すものというのをうまく利用しながら、さらに読書量を深めたいというふうに考えています。

最後に、資料館等の利用というふうなことです。これは確かに桜田門外ノ変だけが注目されていますけれども、黒澤止幾さんとか、この町の生んだ偉人といわれるような方がたくさんいらっしゃいます。そういうものを桂の資料館の学芸員兼司書の方に定期的に、年に最低1回程度は展示をしていただいて、図書館に人をお呼びするような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） マナーの悪さは改善されているということで理解いたしたいと思います。

利用者減についてであります。やはり教育長が言いますように、小学校は小学校で本を読んでいるということではあります。まずは子どもたちに桂図書館があるんだということを知っていただきたいんです。ですから、まずは足を運んでいただきたいというのが私の願いでございます。

そのためには、本当に1回は行ってほしいと。高額なスクールバス、5,000万円というのを払うわけですから、そういった方向でもぜひ利用していただきたいと思うわけでございます。

また、ボランティアの件ですけれども、先月も社会福祉大会で、ボランティアの方がたくさん表彰されました。この図書館でのあすなろ会の4人のメンバーさん、本当に敬意を表したいと思うところでございます。

ただ、桂図書館のホームページを見ますと、ボランティアを大募集というのが載っているんです。ですから、私はもっとほかの団体というか、個人でいるのかなと思って聞いたわけでございます。あれだけ募集しているんですから、ボランティアの方が集まることを期待したいと思います。

以上で、桂図書館についての質問を終わりにします。

次に、最後になりますが、公有財産の売却についてであります。合併してもうすぐ6年になりますけれども、合併後、支所を含め、各課で使用していない備品等がたくさんあ

ると思われますが、重立ったものを公表できないかお伺いします。

また、それらをインターネット等で売却する考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 公有財産についてのご質問等でございますが、売却についての質問かと思いますが、備品等につきましては、町財務規則の規定に基づきまして、それぞれの部署において備品台帳を整備して、管理しているところでございます。不用な備品、使用していない備品等の一部につきましては、売却により適正に処分しているところでございます。

それから、備品等につきましては、インターネットで売却する考え等につきまして申し上げたいと思いますが、主なものにつきましては、インターネットで売却しているところでございます。その内容等につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

インターネットの売却につきましては、平成21年度より活用をしております。平成21年度にインターネットを使った公有財産の売却の要綱を定めまして、これらのシステムにより広く情報を提供しまして、有効な活用を図っているところであります。

インターネットを使つての売却でありますけれども、平成21年度に売却を初めて行いました。平成21年度に、七会幼稚園の送迎バスを初めてインターネットで売却を行いました。続きまして、平成22年度になりまして、4件ほどの売却をしております。

ちなみにですけれども、消防指令車、消防ポンプ車、振動ローラー、プリンターのトナー等でございます。

以上です。

〔「公表できないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） それぞれの備品等につきましては、所管課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 7番阿久津則男議員のご質問の中で、支所等を含めたということでございますので、支所に関係するものについて若干ご答弁させていただきます。

まず、桂支所と七会支所、2つございますけれども、桂支所関係では、旧村長室における村長さんが使っておりましたロッカー、テーブルなど、あるいは関連します村長さんの机、いす、そのようなものがございます。

それから、議場関係では、これは議場に設置してございます机といす、桂支所につきましては、固定式でございますので、当時のまま保存されているというような状況でございます。

それから、旧第一会議室関係でございますけれども、ここに会議室用の机が2脚ございます。それから、第二会議室関係でございますけれども、やはり会議室用の机（折りたたみ）が2脚ほどございます。

いずれのものにつきましても、製造年月日等はちょっと把握できないような状況になってございます。

〔「合計で何点ぐらいあるか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（田上 勤君） 合計では、今ご説明いたしましたものを含めまして、大体二十数点ほどございます。

それから、七会支所関係でございますけれども、やはり使っていないものといましては、村長室のロッカー、それから両そでデスク、いずれも個数としては1つでございます。

さらに、2階の旧事務室に折りたたみテーブルが3点ございます。あとは小物といましては、レターケースというようなものが13個ございました。

それから、議長室関係でございますけれども、ひじかけのいすと両そでデスクがそれぞれ1つずつございます。

議員控室と議場は可動式でございますけれども、いずれも現在会議等に使用中でございます。

以上でございます。

〔「重立ったもので何点と言ってくれば……」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（田上 勤君） 七会支所ですと、テーブル関係、重立ったもので6脚です。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 阿久津議員、これは各担当課で公売したものをみんな……

○7番（阿久津則男君） いや、重立ったものを数だけ言ってほしいなと思ひまして。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長川又重光君。

○保険課長（川又重光君） 7番阿久津議員さんのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

保険課所管といたしましては、診療所、沢山診療所、それから七会診療所がございます。沢山診療所につきましては、医科部分が廃止となっておりまして、今は倉庫として使っておるわけでございますが、院長先生がお使いになっていた両そで机、そういうものが3点、それから、待合室、診察室等で使っていた長いす、背もたれつき、背もたれなし、そういうものが6点、あとは丸いすとかそういうものが十数点ございますが、数ははっきりした数字はないんですけれども、十数点ございます。

それから、使えるかどうかわかりませんが、電話機が1台そのままございます。

七会診療所につきましては、入院病棟を廃止しておりますので、そちらにあるもの、使えるかどうかはちょっと私にはわかりませんが、ベッド、特別室用のベッド、それから一般室用の鉄製、パイプ製のベッドですか、特別室用とかそういうものでは、棚つき、棚なし、そういうもので6点ほどございました。鉄製パイプベッドにつきましては、ちょっと重なっておりますので、数を数えることはできませんでしたが、十数点あると思われます。

それから、看護師さんたちが使っていた4人用のロッカー、それが1点、洗濯機と乾燥機、これは別々のもので、一体のものではございませんが、各1点ずつ、それから、使えるかどうかわかりませんが、医療機器はかなりの数がございます。

それから、リハビリ用の器械、そういうものもございますけれども、電源が2階、3階は遮断されておりますので、電源を必要とするものが動くかどうかの確認はできておりません。使用できるものとしては、沢山診療所から七会診療所に移動して、使えるものは使用しております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） たくさんの備品等の公表ありがとうございました。町長がネットオークションを活用し、財源確保に努めるということですので、そのようにしていただきたいと思います。

その際には、町民の方々もいろいろな税金を払っているわけでございますから、物によっては町民の方を対象に売却できるよう考えてほしいと思っているわけでございます。その辺について伺いたします。

先ほど財政課長のほうから、幼稚園バスなど、いろいろ今まで売ってきたということですが、トータルの合計でどのくらいの金額になっているか、それをお伺いしたいのと、ネットオークションでやっている場合に、売却手数料というんですか、そういうのはどの程度の経費がかかっているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 処分の方法につきましては、今お話がありましたように、インターネット等々で公有財産売却を開始し、現在もこのシステムを使ってやっているわけですが、そういう備品等につきましては、細かいものにつきましては、インターネットということもちょっと無理なのかなと思っておりますし、また、そういうものが町の人で特別必要だというようなことがございますれば、そういう方に売却というよりも、譲るというようなことも、備品によっては考えられるのではないかなと思っております。そういうものをもって、ある程度整理していかなければならないものと思っております。

また、細かい点、金額等につきましては、財政課長のほうから答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） ご質問にお答えしたいと思います。

今までの公有財産の売却のトータル金額でございますけれども、平成17年度に10件、平成18年度に2件、平成20年度に5件、平成21年度に1件、平成22年度に4件の売却がありました。売却価格につきましては、合計22件で566万2,050円であります。

また、インターネットに係る手数料とその他の経費というようなお話でございますけれども、出品の手数料につきましては、無料でございます。落札手数料でありますけれども、1億円以下が落札金額の3%をとられることになっております。出展だけをしまして、落札がなければ費用はかからないということが、インターネット公売のシステムであります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 7番阿久津則男君。

○7番（阿久津則男君） 今までに22件、566万円という金額です。貴重なお金だと思います。

来春には学校の統廃合もあり、教育委員会関係だと思いますが、かなりの使用しない備品が出ると思います。判断をよろしくお願ひしたいと思います。

また、備品台帳が整備されているというようなことでありますが、使用していない備品がこれだけありますと、自然になくなってしまうものもあるような気がします。ですから、毎年この不用品の備品についても必ずチェックするよう要望いたしまして、終わりにいたします。

以上、要望等申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、7番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただきたいと思ひます。

なお、議員各位は控室のほうでお待ちくださるようお願いいたします。

午前11時39分休憩

午前11時50分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす8日と9日は休会とし、次の会議は、10日午後2時に再開し、議案質疑から

入りますので、午後 1 時50分までにご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前 1 1 時 5 2 分散会

平成22年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成22年12月10日 午後2時18分開議

1. 出席議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	16 番	小 坪 孝 君
8 番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

15 番 根 本 正 典 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成22年12月10日（金曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|------------------------|---|
| 日程第1 | 承認第14号 | 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第60号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第61号 | 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第62号 | 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第63号 | 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第64号 | 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について |
| 日程第7 | 議案第65号 | 平成22年度城里町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第8 | 議案第66号 | 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第9 | 議案第67号 | 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 請願第1号 | 町道0105号線の整備についての請願書 |
| 日程第14 | 陳情第4号 | T P Pの参加に反対する陳情 |
| 日程第15 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |
| 日程第16 | 報告第15号 | 総務民生常任委員会視察研修報告書 |
| 日程第17 | 報告第16号 | 教育産業常任委員会視察研修報告書 |

- 日程第18 報告第17号 城里町財務規則の一部を改正する規則
日程第19 報告第18号 城里町国民健康保険七会診療所建設検討委員会設置要綱
日程第20 報告第19号 第1次城里町総合計画後期基本計画
日程第21 報告第20号 平成22年度行政評価（事務事業評価）結果
日程第22 報告第21号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

追加日程

発議第4号 TPPの参加に反対する意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第14号
議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第63号
議案第64号
議案第65号
議案第66号
議案第67号
議案第68号
議案第69号
議案第70号
請願第1号
陳情第4号
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
報告第15号
報告第16号
報告第17号
報告第18号
報告第19号
報告第20号
報告第21号

追加日程

発議第4号

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。欠席議員、15番根本正典君、遅刻議員、6番加藤文夫君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
傍聴人はございません。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 本日は質疑から入ります。

初めに、承認第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第60号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第60号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第61号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第61号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 2 号 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 3 号 城里町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 4 号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 5 号 平成 2 2 年度城里町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 6 号 平成 2 2 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 7 号 平成 2 2 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第68号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第69号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

承認第14号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第60号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第61号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号 城里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号 城里町立学校給食センター条例の一部を改

正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書

○議長（小松崎三夫君） これより請願及び陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願及び陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願及び陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第16、請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書を議題といたします。

本案は、12月7日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

5番教育産業常任委員長関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表し、12月7日に付託されました請願第1号 町道0105号線の整備についての請願書の審査結果について報告いたします。

12月7日、本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。その結果、この道路は小坂地区と錫高野地区を結ぶ幹線道路であります。また、町を南北に繋ぐ利便性の高い道路でもあり、小坂地区内においては、災害時における避難経路としての役割も期待できます。整備事業の中止に当たっては協議もなく、相談もなかったとのことであり、よって、当委員会では、町の幹線道路でもあり、今後の町発展のことを考えると、この整備事業の早期完了についてご尽力いただけるよう採択とすることに決定いたしま

した。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

請願第1号については、ただいまの教育産業常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

陳情第4号 TPPの参加に反対する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、陳情第4号 TPPの参加に反対する陳情を議題といたします。

本案は、12月7日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

5番教育産業常任委員長関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表し、12月7日に付託されました陳情第4号 TPPの参加に反対する陳情の審査結果について報告をいたします。

12月7日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。その結果、我が国がTPPに参加すれば、農水省の試算では食料自給率が40%から14%に急落し、米の生産量も90%減するとしております。北海道庁の試算でも、農家戸数が3万3,000戸も減少するとでております。農業大県を自負する茨城県においても、重大な影響を受けることは必然であります。輸出大企業のもうけのために国民の食糧を犠牲にし、農業と農村を切り捨ててことは絶対に許されません。当委員会において、今やるべきことは食糧主権を確立して、食料自給率を向上させることにこそ力を注ぐべきであるとし、採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第4号については、ただいまの教育産業常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

○議長（小松崎三夫君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただくようよろしくお願いいたします。

なお、議員各位は控室のほうでお待ちくださるようお願いいたします。

午後　２時３５分休憩

午後　２時４５分開議

○議長（小松崎三夫君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま６番加藤文夫君が出席いたしました。

日程追加

○議長（小松崎三夫君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま５番関　誠一郎君外６名から、発議第４号　ＴＰＰの参加に反対する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君）　ご異議なしと認めます。よって、発議第４号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第４号　ＴＰＰの参加に反対する意見書

○議長（小松崎三夫君）　追加日程第１、発議第４号　ＴＰＰの参加に反対する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第４号の意見書の朗読は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君）　ご異議なしと認めます。よって、発議第４号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります５番関　誠一郎君より、発議第４号の趣旨説明を求めます。

５番関　誠一郎君。

〔５番関　誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 発議第4号 TPPの参加に反対する意見書の趣旨説明を申し上げます。

我が国では、今TPPに参加しようと検討しております。もし参加となれば、農水省の試算では食料自給率が40%から14%に急落し、米の生産量も90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅、農業生産額は4兆1,000億円減としています。また、北海道庁の試算でも、影響額が2兆1,254億円に及び、農家戸数が3万3,000戸も減少するとしています。農業大県を自負する茨城県においても影響を受けることは必然であります。今求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことが必要であると考え、TPPに参加しないよう意見書を関係大臣に提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これから発議第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 TPPの参加に反対する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に外務大臣外関係各大臣あて提出させます。

閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第15号 総務民生常任委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第18、報告第15号 総務民生常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

総務民生常任委員長より報告を求めます。

7番総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） それでは、総務民生常任委員会を代表いたしまして、去る11月9日に実施いたしました先進地調査についてご報告いたします。

本委員会は、宮城県丸森町で、全国で3番目に市場化テストを導入し、出張所窓口業務を民間事業者へ委託している状況について研修してまいりました。

丸森町は、宮城県の南端に位置し、面積が273平方キロメートルと広く、7つの出張所があります。町では、住民と行政による協働のまちづくりを進めており、各地区に住民自治組織を設立しています。地域のことはその地域住民により、よりよい地域づくりを行っていくということで、各地区のまちづくりセンターの管理運営を指定管理者制度により、その住民自治組織に委託しております。

それに伴い、町職員を本庁に引き上げることになり、これまで行ってきた窓口業務サービスについて、市場化テストにより受託事業者を各地区の住民自治組織に決定し、本年4月1日から業務を行っています。半年が過ぎましたが、委託前のサービスが保たれており、町民からの不満等はほとんどないとのことでした。

また、指定管理を含めて、年間2,700万円程度のコスト削減が図られるのではとのことでした。

本町にも2つの支所があります。今後支所機能のあり方について検討していかなければならないことを考えさせられました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも本町における行政改革、公共サービスの資質の向上にご尽力をお願いいたします。

報告第16号 教育産業常任委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、報告第16号 教育産業常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

教育産業常任委員長より報告を求めます。

5番教育産業常任委員長関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表いたしまして、去る10月13日に実施いたしました先進地調査についてご報告いたします。

本町において、平成23年度から小学校10校が再編により5校になります。そこで、当委員会では、廃校となる学校の利活用について、山形県朝日町を視察してまいりました。

朝日町の経緯としては、教育委員会から町に対して21世紀を目指した朝日町の教育のあり方について要望書が提出され、主な内容は、小学校3校構想で、町誕生以前の旧町村の母体校を残すということでありました。

その当時、町では、8小学校、6分校あり、跡地利用計画を東北芸術工科大学に委託し、町も検討委員会を立ち上げることになりました。その結果、芸術、自然、文化をテーマとした「おしえてーまなぶ」交流学習活動「あたらしいがっこう」が、平成15年4月に開始となりました。

巡回映写会、納豆づくり体験、夢見る音楽会、イプセン先生を囲む4校合同研修会などを開催しております。

今現在は、イベントを定着させるのは難しく、事業終了となりましたが、平成21年に、4つの廃校となった小学校の利活用計画を策定し、その準備を進めているところでございます。

詳細はお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも廃校の利活用計画等の際にはご尽力をお願いいたします。

報告第17号 城里町財務規則の一部を改正する規則

報告第18号 城里町国民健康保険七会診療所建設検討委員会設置要綱

報告第19号 第1次城里町総合計画後期基本計画

報告第20号 平成22年度行政評価（事務事業評価）結果

報告第21号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、報告第17号 城里町財務規則の一部を改正する規則から日程第24、報告第21号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成22年第4回議会定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

今定例議会は、専決処分の承認や条例改正、平成22年度補正予算など、承認1件、議案12件の案件について、慎重審議の上適切なご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。町民福祉向上のため、速やかな執行に努めさせていただきます。

また、会期中は終始熱心にご審議の上、各般にわたる貴重なご意見等をいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、これからの町政執行の参考にさせていただきますので、引き続き、町民の福祉増進と町政進展にご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

なお、本年度の交付税の交付見込みでございますが、国・県による再算定により、城里町は当初の交付額より8,800万円増加し、40億5,900万円となる見通しであります。貴重な財源の上積みであり、今後補正予算を計上し、執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議員各位には、本年1年間にわたり賜りました町政運営に関する数々の激励、貴重なご意見等に対し、心よりお礼申し上げますとともに、これから寒さも厳しさを増してまいりますが、体調管理には十分ご注意の上、来るべき平成23年が議員各位並びに町民にとり輝かしい1年となるとともに、城里町のさらなる発展をご祈念申し上げ、議会閉会に当たっての私のあいさつといたします。大変ご苦勞さまでございました。

よいお年をお迎えくださいますようご祈念申し上げて、ごあいさつといたしたいと思っております。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜

り、全議案を審議し、ここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分参考にされ、万全を尽くされますようお願いいたします。

年末、これから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき平成23年は城里町にとって飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとっても最良の年であることをご祈念申し上げます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成22年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

午後 3時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員